

防衛大学校達第2号

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第10条の規定に基づき、防衛大学校における診療等の実施に関する達を次のように定める。

平成6年3月30日

防衛大学校長代理

防衛大学校副校長 中 溝 高 好

防衛大学校における診療等の実施に関する達

改正 平成8年10月1日防衛大学校達第9号

平成11年3月31日防衛大学校達第1号

平成12年4月1日防衛大学校達第4号

平成18年7月13日防衛大学校達第10号

平成19年1月9日防衛大学校達第1号

平成21年3月31日防衛大学校達第6号

平成24年4月6日防衛大学校達第8号

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校衛生課医務室（以下「医務室」という。）における診療の実施に関し必要な事項を定め、もって業務の円滑な処理を図ることを目的とする。

（医務室の診療管理者）

第2条 自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）（以下「訓令」という。）第3条第2項に規定する医務室の管理に当たる医師（以下「診療管理者」という。）は、衛生課医務室長とする。

（隊員以外の診療の対象者）

第3条 訓令第4条第4項の規定に基づき、隊員以外の者で医務室において診療を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 隊員の被扶養者
- (2) 防衛省共済組合防衛大学校支部の職員及び被扶養者
- (3) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の2第1項の規定に基づき、防衛

大学校において教育訓練を受けている者

(4) 前3号に掲げる者のほか、防衛大学校長（以下「学校長」という。）が必要と認める者

（診療時間）

第4条 医務室の診療時間は、休養日及び休日を除き、0900から1130まで及び1330から1700までとする。ただし、急を要する患者についてはこの限りでない。

（診断区分）

第5条 医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）は、本科学生（以下「学生」という。）である患者を診察したときは、傷病の程度に応じ、別表第1に定めるところにより診断区分を決定しなければならない。

2 医師等は、理工学研究科学生並びに総合安全保障研究科学生（以下「研究科学生」という。）及び自衛官である患者を診察したときは、前項に準じ診断区分を決定するものとする。

3 前2項の診断区分を受けた者のうち、学生にあつてはその所属する中隊の次席指導教官に、研究科学生にあつては教務課長に、自衛官にあつてはその所属する課長、学群長及び首席指導教官に、その診断区分を報告するものとする。

（往診）

第6条 診療管理者は、特に必要があると認めるときは、医師等に往診を行わせることができる。

（通院及び入院）

第7条 学生、研究科学生及び自衛官は、医師等が必要と認めた場合に限り、医務室以外の医療機関（以下「部外医療機関」という。）に通院又は入院するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の場合、じご、速やかに医務室に連絡しなければならない。この場合、診療期間が1週間以上にわたるときは、前項部外医療機関の診断書を医務室に提出するものとする。

3 学生、研究科学生及び自衛官は、部外医療機関に通院又は入院中は常に医務室と連絡をとるものとし、治療を終了したとき、又は医療機関を変更するときは、その旨を速やかに医務室に届け出なければならない。

（委託診療）

第8条 診療管理者は、部外医療機関の診療を必要とする学生、研究科学生及び自衛官である患者があるときは、部外医療機関に委託する手続きをとらなければならない

らない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(入室患者の取扱)

第9条 診療管理者は、入室患者の病床に患者の氏名、学生及び小隊名（学生以外の隊員等にあつては所属課名及び階級）並びに次の表に掲げる緊急退避時における救出区分を掲示するものとする。

救出区分	患者の状態
独歩	指示された経路をひとりで避難することができる者
護送	誘導員が、付き添って避難させなければならない者
担送	担架に乗せて避難させなければならない者

(入室患者の心得)

第10条 入室患者は、診療管理者が別に定める「入室患者心得」を守らなければならない。

(報告を要する患者)

第11条 診療管理者は、次の各号に掲げる場合は、学校長に報告するものとする。

- (1) けんか、泥酔又は著しい不行跡によって負傷し又は疾病にかかると認められる患者があるとき。
- (2) 故意に身体をき損し又は疾病を装っていると認められる患者があるとき。
- (3) 正当な理由なくして、診療に関する指示に従わない患者があるとき。

(診療記録)

第12条 医務室に備える診療記録等の名称及び保存年限は、別表第2のとおりとする。

(転送患者の記録)

第13条 診療管理者は、医務室において現に診療中の患者を部外医療機関に転送した場合で、当該医療機関からの請求があつたときは、当該患者の診療録又は歯科診療録の写を転送先に送付するものとする。

- 2 診療管理者は、防衛大学校所属以外の隊員の診療を行った場合、診療の結果により当該患者の健康管理を行う者に、診療録又は歯科診療録の写を送付しなければならない。ただし、死亡した場合は、死亡診断書又は死体検案書の原本を送付するものとする。

(毒薬及び劇薬等の保管)

第14条 診療管理者は、毒薬及び劇薬（歯科用毒薬及び劇薬を除く。）又は歯科用毒薬及び劇薬の保管責任者を、それぞれ薬剤師又は歯科医師のうちから指名する

ものとする。

(救急箱)

第15条 診療管理者は、訓練課舟艇事務室、体育学教育室及び学生隊の各大隊事務室にそれぞれ1個の救急箱を備え付けるものとする。

2 前項の救急箱の保管責任者は、それぞれ訓練課舟艇係長、教務課教育研究支援室総務係長及び各大隊首席指導教官の指名する指導教官とする。

3 救急箱の医薬品の補充を受けるには、その保管責任者が使用状況報告書及び医薬品請求書を作成し、診療管理者に提出して受領するものとする。

(委任規定)

第16条 この達の実施に関し必要な細部事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

1 この達は、平成6年4月1日から施行する。

2 医務室の診療等に関する達（昭和31年防衛大学校達第7号）は、廃止する。

附 則（平成8年10月1日防衛大学校達第9号）

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日防衛大学校達第1号）

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月13日防衛大学校達第10号）

この達は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日防衛大学校達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

別表第1（第5条関係）

診断区分	傷病の程度
就業	傷病の程度が軽度で、診療時間以外は通常の勤務に服して差し支えないと認めるもの。
軽業	学課に出席して差し支えないが、訓練、体育及び課外活動の際は、見学させる必要があると認めるもの。
訓練休	学課に出席して差し支えないが、訓練、体育及び課外活動の際は、休業させる必要があると認めるもの。
休務	勤務に服することができず、学生舎内で就床を必要と認めるもの。
入室	勤務に服することができず、医務室の病室に收容することを必要と認めるもの。
入院	部外の医療機関に入院させる必要があると認めるもの。
帰療	帰郷療養をさせる必要があると認めるもの。
特装	治療上、脱靴、脱帽等の処置を必要と認めるもの。

別表第2（第12条関係）

名称	保存期限
診療録	5年
歯科診療録	
診断書	
X線照射録	
死亡診断書	
死体検案書	
処方箋	2年